

## 芦屋大学感染症拡大に対する行動方針

活動レベル	判断基準	授業(学部・大学院)	課外活動	キャンパス入構	施設貸出と利用	教職員の勤務・研究等	
0	制限 (なし)	平常時	通常	通常	通常	通常	
1	制限 (最小)	兵庫県または近隣府県からは外出自粛等を促す注意喚起がなされていないが、国内で感染者が発生し、感染拡大への注意が必要な状況	オンライン授業の併用を推奨し、感染拡大防止策を講じた上で、対面による講義等も実施	感染防止に留意し活動する 活動再開に向けた計画書を提出し、許可されたクラブのみ感染拡大に注意して実施	感染予防・拡大防止に注意しつつ、入構を認める	貸与先に責任の所在と感染拡大防止措置を講じる計画書提出を求め協議したうえで貸出を認める	感染拡大に注意して、通常業務・研究活動とする。
2	制限 (小)	緊急事態宣言は発令されていないが、国内で感染の爆発的拡大が懸念される状況	原則、オンライン授業とし、感染拡大防止策が十分に実施できることを前提に実技・実験実習等は対面による講義を実施	感染拡大防止に十分留意し活動する 活動再開に向けた計画書を提出し、許可されたクラブのみ感染拡大に注意して実施	感染予防・拡大防止に十分な注意・配慮をしつつ、許可された対面授業実施科目等の学生及び対面での指導や対応が必要な学生のみ入構を認める	原則、外部への貸出を制限する 貸与先に責任の所在と感染拡大防止措置を講じる計画書提出を求め協議したうえで貸出を認める	感染拡大に最大限注意しつつ、時差出退勤と、業務の性質上可能な業務は在宅による勤務・研究活動を推奨する。 学外の研究活動等は、承認された場合のみ許可する。
3	制限 (中)	政府により緊急事態宣言が発令され、かつ兵庫県から外出自粛要請等が出されている状況	原則、オンライン授業とする 感染拡大防止策が十分に実施できることを前提に一部の実技・実習を対面による講義等を許可する場合がある	原則、活動禁止とする 公式戦等があり、クラブ内に感染者がいない、感染拡大防止対策の取り組みが十分に実施できると認められたクラブに限り、活動内容を制限して認める場合がある	原則、不要不急の入構は認めないが、「3密」回避の徹底を含めた感染拡大予防対策の徹底を前提に、一部入構・施設利用等を事前に許可を得た学生のみ入構を認める	外部への貸出不可 学内者については、施設使用に関する感染拡大防止措置を講じる計画書提出を求め協議したうえで利用を認める	感染拡大に最大限注意しつつ、時差出退勤と業務の性質上可能な業務は在宅による勤務・研究活動を推奨する。 一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員を可能な範囲で少なくする
4	制限 (大)	政府により緊急事態宣言が発令され、かつ兵庫県から外出自粛要請に加え、「施設の使用制限等の要請」が出されている状況	オンライン授業のみとする	活動禁止	原則、不要不急の入構は認めないが、学生の将来に関わる事柄で、一部入構・施設利用等を事前に許可を得た学生のみ入構を認める	外部、学内者とも貸出不可	感染拡大に最大限注意しつつ、時差出退勤と、業務の性質上可能な業務は在宅による勤務と研究活動に移行する。 進行中の重要な事務を継続するため、業務上必要な職員が交代で出勤するなど最小限の体制とる。
5	制限 (最大)	上記レベル4の措置にもかかわらず、オーバーシュートが発生し、感染増加による被害が急拡大している状況	オンライン授業のみとする 又は授業の開講を中止する 場合がある	活動禁止	登学・入構禁止	外部、学内者とも貸出不可	出勤して行わなければならない保安・保全・業務、管理上必要最小限の業務以外は、全て在宅による勤務・研究活動とする。

※ この基準のレベル判断については、適時、対策本部会議において決定する。なお、レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を採る場合がある。

記録:2021年1月13日「緊急事態宣言発出に伴い、発出期間中の活動レベルを「3」とした。」  
 :2021年2月2日「緊急事態宣言延長表明に伴い3月7日までの活動レベルを「3」とした。」  
 :2021年3月1日「緊急事態宣言解除に伴い活動レベルを「2」とした。」